

I C T 活用工事（基礎工）積算要領

1. 適用範囲

本資料は、3次元設計データを活用した基礎工（以下、基礎工（I C T））に適用する。

2. 適用工種

- 1) 矢板工
- 2) 既製杭工
- 3) 場所打杭工

3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用

3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。

費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。

また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。

なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。

4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用

(1) 出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。

費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設费率、現場管理费率に以下の補正係数を乗じるものとする。

なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、基礎工（I C T）と同時に実施するI C T土工等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。

- ・共通仮設费率補正係数 : 1.2
- ・現場管理费率補正係数 : 1.1

上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設费率及び現場管理费率に含まれるため、変更の対象としない。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- (2) 費用計上にあたっての留意事項
- 1) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。
 - 2) 受注者からの見積又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。
 - ①補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合
 - ・補正係数を乗じて算出される金額<受注者からの見積による金額
 - ②受注者からの見積による金額を計上する場合
 - ・補正係数を乗じて算出される金額>受注者からの見積による金額

5. 施工箇所が点在する I C T 活用工事の積算について

施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第1編第2章 工事費の積算」及び「第I編第11章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。

R 6 室長通知 別紙一21 ICT活用工事（基礎工）積算要領	R 7 室長通知 別紙一21 ICT活用工事（基礎工）積算要領
<p style="text-align: center;">ICT活用工事（基礎工）積算要領</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、3次元設計データを活用した基礎工（以下、基礎工（ICT））に適用する。</p> <p>2. 適用工種 1) 矢板工 2) 既製杭工 3) 場所打杭工</p> <p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。</p> <p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用の計上方法については、共通仮設费率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。</p> <p style="margin-left: 2em;">・共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・現場管理費率補正係数 : 1.1</p> <p style="text-align: center;">※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～5)とし、それ以外の、ICT活用工事（基礎工）実施要領に示すその他の出来形管理の費用は、共通仮設费率及び現場管理費率に含まれるため、別途計上は行わない。</p> <p style="margin-left: 2em;">1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理</p>	<p style="text-align: center;">ICT活用工事（基礎工）積算要領</p> <p>1. 適用範囲 本資料は、3次元設計データを活用した基礎工（以下、基礎工（ICT））に適用する。</p> <p>2. 適用工種 1) 矢板工 2) 既製杭工 3) 場所打杭工</p> <p>3. 3次元起工測量・3次元設計データの作成費用 3次元起工測量・3次元設計データの作成（修正含む）を必要とする場合は、共通仮設費の技術管理費に計上するものとし、必要額を適正に積み上げるものとする。 費用の計上について、受注者は発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとし、発注者は費用の妥当性を確認した上で設計変更の対象とし、受注者から見積の提出がない場合は、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」は計上しないものとする。 また、前工事及び設計段階での3次元データを活用した場合、発注者が貸与する3次元データを活用した場合は、費用計上しないものとする。 なお、「3次元起工測量・3次元設計データの作成費用」については、当初設計では計上しない。</p> <p>4. 3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用 (1) 出来形管理の計測範囲において、面的に座標を取得し、ソフトウェア上で面の法長・高さ等の出来形管理を実施し、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、3次元データ納品を行った場合、標記費用の対象とする。 費用の計上方法については、受注者より提出された見積りにより費用の妥当性を確認することとし、官積による算出方法については、共通仮設费率、現場管理費率に以下の補正係数を乗じるものとする。 なお、受注者は、発注者からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。 また、受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。ただし、基礎工（ICT）と同時に実施するICT土工等他工種において補正係数を乗じる場合は適用しない。</p> <p style="margin-left: 2em;">・共通仮設費率補正係数 : 1.2 ・現場管理費率補正係数 : 1.1</p> <p style="text-align: center;">※小数点第3位四捨五入2位止め</p> <p>上記費用の対象となる出来形管理は、以下の1)～4)とし、それ以外の出来形管理の費用は、共通仮設费率及び現場管理費率に含まれるため、変更の対象としない。</p> <p style="margin-left: 2em;">1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理</p>

<p>5) 上記1)～4)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理</p> <p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <p>1) 3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合は、費用の妥当性を確認することとし、受注者からの見積りにより算出される金額が(1)で算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする運用とする。</p> <p>2) 受注者から見積りの提出がない場合は、3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用は計上しないものとする。</p>	<p>5) 上記1)～4)に類似する3次元計測技術を用いた出来形管理</p> <p>(2) 費用計上にあたっての留意事項</p> <p>1) 「3次元出来形管理・3次元データ納品の費用、外注経費等の費用」については、当初は計上しない。</p> <p>2) 受注者からの見積又は補正係数で乗じた額での費用計上方法は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①補正係数を乗じて算出される金額を計上する場合 ・補正係数を乗じて算出される金額<受注者からの見積による金額 ②受注者からの見積による金額を計上する場合 ・補正係数を乗じて算出される金額>受注者からの見積による金額 <p>5. 施工箇所が点在するＩＣＴ活用工事の積算について</p> <p>施工箇所が点在する工事に該当する場合は、土木工事標準積算基準書「第1編第2章 工事費の積算」及び「第1編第11章 施工箇所が点在する工事の積算」により積算するものとする。</p>
--	---